

[別紙]

「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について 新旧対照表

新	旧
<p>(別 添)</p> <p><u>看護師国家試験受験資格認定</u></p> <p>保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条第5号に基づく看護師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。 1~3 (略)</p> <p>4. 必要書類</p> <p>申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2)住民票若しくは在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第76号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る)。</p> <p>(3)医師の診断書(日本の医師資格を有する者により、申請前1ヵ月以内に発行されたものに限る。)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(別 添)</p> <p><u>看護師国家試験受験資格認定</u></p> <p>保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条第5号に基づく看護師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。 1~3 (略)</p> <p>4. 必要書類</p> <p>申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)看護師国家試験受験資格認定申請理由書</u></p> <p><u>(3)履歴書(学歴については、日本の小学校に相当する学校から看護師学校養成所卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。)</u></p> <p>(4)住民票若しくは在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第76号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る)。</p> <p>(5)医師の診断書(日本の医師資格を有する者により、申請前1ヵ月以内に発行されたものに限る。)</p> <p><u>(6)写真(1枚);申請前6ヵ月以内に脱帽正面で撮影した6×4cmのもの。)</u></p>

- (4) 外国で取得した看護師免許証の写し
- (5) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
- (6) 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明
- (7) 卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書
- (8) 卒業した外国看護師学校養成所で履修した科目毎の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類（当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は講義と臨地実習の別がわかるように記載されていること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。）
- (9) 保健師助産師看護師養成所指定規則における教育内容と卒業した外国看護師学校養成所の履修科目、単位数及び時間数の対照表（教育内容は基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ、統合分野の別がわかるように記載すること。講義と臨地実習を区別すること。）
- (10) 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書（卒業当時のものとし、所定の様式によること。）
- (11) 外国で看護師免許を取得した者にはその根拠法令の関係条文の抜粋
- (12) 卒業した外国看護師学校養成所のパンフレット（卒業した看護師学校養成所が当該国又は州政府等によって正式に認可された証明のあるものに限る。）
- (13) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し

*作成上の注意

- (7) 外国で取得した看護師免許証の写し
- (8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
- (9) 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明
- (10) 卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書
- (11) 卒業した外国看護師学校養成所で履修した科目毎の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類（当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は講義と臨地実習の別がわかるように記載されていること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。）
- (12) 保健師助産師看護師養成所指定規則における教育内容と卒業した外国看護師学校養成所の履修科目、単位数及び時間数の対照表（教育内容は基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ、統合分野の別がわかるように記載すること。講義と臨地実習を区別すること。）
- (13) 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書（卒業当時のものとし、所定の様式によること。）
- (14) 外国で看護師免許を取得した者にはその根拠法令の関係条文の抜粋
- (15) 卒業した外国看護師学校養成所のパンフレット（卒業した看護師学校養成所が当該国又は州政府等によって正式に認可された証明のあるものに限る。）
- (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し

*作成上の注意

1. (略)
2. (1)、(3)、(10)は、所定の様式によること。なお、(1)の所定の様式は、以下の記載内容を含む。
 - ・看護師国家試験受験資格認定申請理由書
 - ・履歴書
 - ・写真
3. (9)は日本語で記載すること。
4. (10)は卒業当時の状況を記載すること。
5. (略)
6. (4)～(8)及び(10)～(12)については、提出書類と日本語訳の両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
7. (4)～(7)及び(13)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する。）
8. (略)
9. (10)については、他の書類により相当する内容を証明できる場合、省略可能である。

保健師国家試験受験資格認定

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第19条第3号に基づく保健師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1～3 (略)

4. 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

1. (略)
 2. (1)、(2)、(5)、(6)、(12)及び(13)は、所定の様式によること。
 3. (12)は日本語で記載すること。
 4. (13)は卒業当時の状況を記載すること。
 5. (略)
 6. (7)～(11)及び(13)～(15)については、提出書類と日本語訳の両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
 7. (7)～(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する。）
 8. (略)
- (新設)

保健師国家試験受験資格認定

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第19条第3号に基づく保健師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1～3 (略)

4. 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

(1) (略)

(削除)

(削除)

(2)住民票若しくは在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第76号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る)。

(3)医師の診断書(日本の医師資格を有する者により、申請前1ヵ月以内に発行されたものに限る。)

(削除)

(4)外国で取得した保健師免許証の写し

(5)外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書

(6)卒業した外国保健師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明

(7)卒業した外国保健師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書

(8)卒業した外国保健師学校養成所で履修した科目毎の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類(当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は講義と臨地実習の別がわかるように記載されていること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。)

(1) (略)

(2)保健師国家試験受験資格認定申請理由書

(3)履歴書(学歴については、日本の小学校に相当する学校から保健師学校養成所卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。)

(4)住民票若しくは在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第76号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る)。

(5)医師の診断書(日本の医師資格を有する者により、申請前1ヵ月以内に発行されたものに限る。)

(6)写真(1枚);申請前6ヵ月以内に脱帽正面で撮影した6×4cmのもの。)

(7)外国で取得した保健師免許証の写し

(8)外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書

(9)卒業した外国保健師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明

(10)卒業した外国保健師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書

(11)卒業した外国保健師学校養成所で履修した科目毎の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類(当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は講義と臨地実習の別がわかるように記載されていること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。)

(9) 保健師助産師看護師養成所指定規則における教育内容と卒業した外国保健師学校養成所の履修科目、単位数及び時間数の対照表（教育内容は基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ、統合分野の別がわかるように記載すること。講義と臨地実習を区別すること。）

(10) 卒業した外国保健師学校養成所の施設現況書（卒業当時のものとし、所定の様式によること。）

(11) 外国で外国保健師免許を取得した者にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋

(12) 卒業した外国保健師学校養成所のパンフレット（卒業した保健師学校養成所が当該国又は州政府等によって正式に認可された証明のあるものに限る。）

(13) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し

*作成上の注意

1. (略)
2. (1)、(3)、(10)は、所定の様式によること。なお、(1)の所定の様式は、以下の記載内容を含む。

- ・保健師国家試験受験資格認定申請理由書
- ・履歴書
- ・写真

3. (9)は日本語で記載すること。
4. (10)は卒業当時の状況を記載すること。
5. (略)

(12) 保健師助産師看護師養成所指定規則における教育内容と卒業した外国保健師学校養成所の履修科目、単位数及び時間数の対照表（教育内容は基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ、統合分野の別がわかるように記載すること。講義と臨地実習を区別すること。）

(13) 卒業した外国保健師学校養成所の施設現況書（卒業当時のものとし、所定の様式によること。）

(14) 外国で保健師免許を取得した者にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋

(15) 卒業した外国保健師学校養成所のパンフレット（卒業した保健師学校養成所が当該国又は州政府等によって正式に認可された証明のあるものに限る。）

(16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し

*作成上の注意

1. (略)
2. (1)、(2)、(5)、(6)、(12)及び(13)は、所定の様式によること。

3. (12)は日本語で記載すること。
4. (13)は卒業当時の状況を記載すること。
5. (略)

6. (4)～(8)及び(10)～(12)については、提出書類と日本語訳の両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
7. (4)～(7)及び(13)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する。）
8. (略)
9. (10)については、他の書類により相当する内容を証明できる場合、省略可能である。

助産師国家試験受験資格認定

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第20条第3号に基づく助産師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1～3 (略)

4. 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

(1) (略)

(削除)

(削除)

6. (7)～(11)及び(13)～(15)については、提出書類と日本語訳の両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
 7. (7)～(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する。）
 8. (略)
- (新設)

助産師国家試験受験資格認定

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第20条第3号に基づく助産師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1～3 (略)

4. 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

(1) (略)

(2)助産師国家試験受験資格認定申請理由書

(3)履歴書 (学歴については、日本の小学校に相当する学校から助産師学校養成所卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。)

(2)住民票若しくは在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第76号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る)。

(3)医師の診断書(日本の医師資格を有する者により、申請前1ヵ月以内に発行されたものに限る。)

(削除)

(4)外国で取得した助産師免許証の写し

(5)外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書

(6)卒業した外国助産師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明

(7)卒業した外国助産師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書

(8)卒業した外国助産師学校養成所で履修した科目毎の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類(当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は講義と臨地実習の別がわかるように記載されていること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。)

(9)保健師助産師看護師養成所指定規則における教育内容と卒業した外国助産師学校養成所の履修科目、単位数及び時間数の対照表(教育内容は基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ、統合分野の別がわかるように記載すること。講義と臨地実習を区別すること。)

(10)卒業した外国助産師学校養成所の施設現況書(卒業当時のものとし、所定の様式によること。)

(4)住民票若しくは在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第76号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る)。

(5)医師の診断書(日本の医師資格を有する者により、申請前1ヵ月以内に発行されたものに限る。)

(6)写真(1枚);申請前6ヵ月以内に脱帽正面で撮影した6×4cmのもの。)

(7)外国で取得した助産師免許証の写し

(8)外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書

(9)卒業した外国助産師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明

(10)卒業した外国助産師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書

(11)卒業した外国助産師学校養成所で履修した科目毎の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類(当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は講義と臨地実習の別がわかるように記載されていること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。)

(12)保健師助産師看護師養成所指定規則における教育内容と卒業した外国助産師学校養成所の履修科目、単位数及び時間数の対照表(教育内容は基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ、統合分野の別がわかるように記載すること。講義と臨地実習を区別すること。)

(13)卒業した外国助産師学校養成所の施設現況書(卒業当時のものとし、所定の様式によること。)

(11) 外国で外国助産師免許を取得した者にあつてはその根拠法令の
関係条文の抜粋

(12) 卒業した外国助産師学校養成所のパンフレット（卒業した助
産師学校養成所が当該国又は州政府等によって正式に認可され
た証明のあるものに限る。）

(13) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日
本語能力試験N1 認定書と成績書の写し

*作成上の注意

1. (略)
2. (1)、(3)、(10)は、所定の様式によること。なお、(1)の所定の
様式は、以下の記載内容を含む。
 - ・助産師国家試験受験資格認定申請理由書
 - ・履歴書
 - ・写真
3. (9)は日本語で記載すること。
4. (10)は卒業当時の状況を記載すること。
5. (略)
6. (4)～(8)及び(10)～(12)については、提出書類と日本語訳の両
方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）におい
て真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
7. (4)～(7)及び(13)の書類については、各原本を持参すること。
(原本は照合後に返還する。)
8. (略)

(14) 外国で助産師免許を取得した者にあつてはその根拠法令の関
係条文の抜粋

(15) 卒業した外国助産師学校養成所のパンフレット（卒業した助
産師学校養成所が当該国又は州政府等によって正式に認可され
た証明のあるものに限る。）

(16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日
本語能力試験N1 認定書と成績書の写し

*作成上の注意

1. (略)
2. (1)、(2)、(5)、(6)、(12)及び(13)は、所定の様式によるこ
と。
3. (12)は日本語で記載すること。
4. (13)は卒業当時の状況を記載すること。
5. (略)
6. (7)～(11)及び(13)～(15)については、提出書類と日本語訳の両
方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）にお
いて真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出するこ
と。
7. (7)～(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。
(原本は照合後に返還する。)
8. (略)

9. (10)については、他の書類により相当する内容を証明できる場合、省略可能である。

(新設)

